

「食品衛生法第 11 条第 1 項の規定により厚生労働大臣が定める国若しくは地域又は施設の一部を改正する件（案）」
に関する御意見の募集結果

番号	御意見	厚生労働省としての考え方
1	<p>国内で調達可能な肉類を海外から時間と輸送費（資源エネルギー）をかけて輸入することに疑問を感じます。輸入を禁止すればそういう無駄が排除できます。</p>	<p>日本の食料は、現在、カロリーベースで約 60%を海外に依存しており、輸入食品の安全性確保は非常に重要な課題です。</p> <p>今回告示される内容は、食品衛生法第 11 条第 1 項に基づいて、獣畜及び家きんの肉及び臓器の種類ごとに、食品衛生上の危害の発生を防止するために特に重要な工程を管理するための措置 (HACCP) が講じられていると新たに確認された国等の追加を示すものです。</p> <p>今後とも、輸出国対策等を推進することにより、輸入食品の安全性確保に努めてまいります。</p>